佐倉市立西志津中学校　いじめ防止基本方針

令和６年４月１日改訂

佐倉市立西志津中学校

1，はじめに

いじめは，全ての児童生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること、いじめを早期発見解決することを旨として行わなければなりません。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには，生徒を取り囲む大人一人一人が，「いじめは絶対に許されない」，「いじめは卑怯な行為である」，「いじめはどの生徒にも，起こりうる」「自分に悪意がなくともいじめが起こり得る」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し，心豊かで安全・安心な社会をつくるために，学校を含めた社会全体が課題意識を持って，いじめに対峙することも大切になります。

西志津中学校では，いじめ防止対策推進法を遵守し，学校，保護者，地域が一体となって，連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定めます。

【いじめ防止対策推進法（第二条）より】

つまり、以下の４点にあてはまる場合は全ていじめであると考える。

①行為をした者（Ａ）も行為の対象となった者（Ｂ）も児童生徒である

②ＡとＢの間に一定の人間関係が存在する

③ＡがＢに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をした

④当該行為の対象となったＢが心身の苦痛を感じること

※行為者（Ａ）が不明の場合①②に当てはまらないかもしれないが、（Ｂ）が心身の苦痛を感じている場合、いじめと認定することが妥当と考える。ただし、対応は「悪意のあるいじめ」と「悪意のないいじめ」は、分けて対応する必要がある。

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが，いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く，学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった，適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて，深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合もあります。見えにくい上に，その場だけで，その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。具体的行為には以下のようなことがあげられます。

【様態例】
・無視や仲間外れのような，心理的なもの。
・暴力（強く殴る，蹴る行為はもちろん，ふざけるふりをして軽く叩いたり，こづいたりする行為を含む。）
・悪口（からかい，冷やかし，脅しなど，いやなことを言われるもの。）
・強要（危険なことや，恥ずかしいことなどを，無理にさせられるもの。）
・金品の要求等（お金や物を取られる，あるいは隠される，壊される行為。）
・ネットによるいじめ（携帯電話・スマートフォン・パソコン・メール・SNS などを使い，悪口を書かれたり，画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）
【判別に迷う例】
・文科省資料より引用
定期的に実施しているアンケート調査で、B が「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、A に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

この場合、技能の向上を目指すなら多少厳しいことを要求することは良く、友人が助けてくれてすぐに収まった、友人が味方でいてくれた、今は収まって仲良く過ごしている、等で迷うことが考えられる。
しかし、定義は前述の①～④である。よって、上記の例はいじめと認知される。また、ミスについてみんなの前でバカにせず、チームのことを思ってミスを責めてしまったりしたとしても、①～④にあてはまる場合は「悪意のない」いじめと考える。

4. 学校いじめ対策の組織

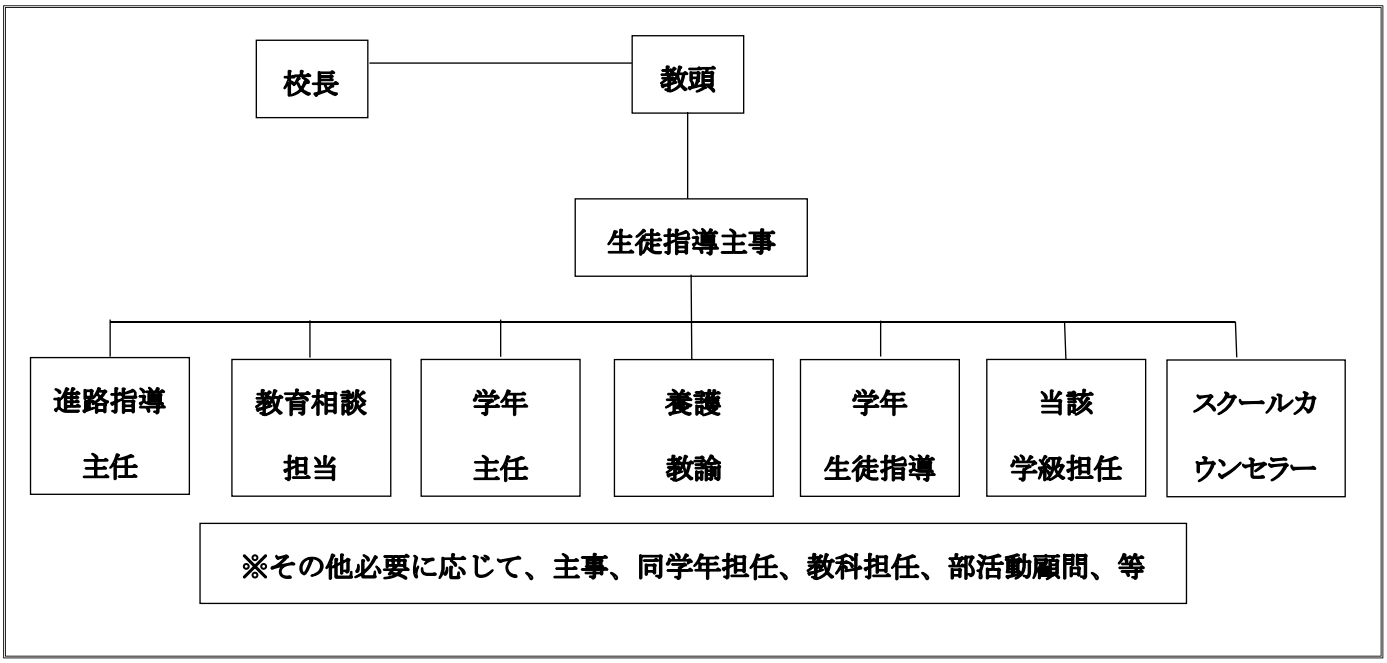

①いじめ対策会議
〇メンバー（主に企画会議のメンバー）
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年生徒指導担当教員，学年主任，長欠対策担当，
養護教諭，スクールカウンセラー，特別支援コーディネーター，生徒会担当
・学期に１回程度開催
・学校いじめ基本方針の策定の中心組織
・具体的な年間計画等の作成，見直し
・いじめの相談，通報窓口
・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。
・いじめ０宣言（生徒会本部）

②生徒指導部会議
〇メンバー
校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導担当教員，養護教諭，長欠対策担当，スクールカウンセラー
特別支援コーディネーター
・１週間に１回開催する。
・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び対応策の協議。
・来週の重点事項の確認等
・いじめ相談窓口としての役割

③いじめに関わる情報があったときの緊急会議
〇メンバー
校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当教員，養護教諭，学年主任，学級担任，教科担当，
関係部活動顧問，スクールカウンセラー、専門的な知識及び経験を有する第三者
・いじめ情報があった場合に招集する。
・情報の収集と記録。
・具体的な対応策と情報の共有

５．いじめを起こさせないための未然防止策

　いじめの未然防止で一番重要なことは，きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって，すべての児童生徒の長所を発見しながら，存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また，生徒に対する教師の受容的，共感的な態度により，生徒一人一人のよさが発揮され，互いを認め合う関係づくりを行います。
　教師の姿勢としては，差別的な発言や生徒を傷つける発言，体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち，温かい人間関係づくりに心がけていきます。

（１）授業について

・それぞれの授業において，生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の実践を目指します。

①生徒に自己決定の場を与えること

②生徒に自己存在感を与えること

③共感的人間関係を育成すること

（２）道徳教育の充実

〇いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ，いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに，人権意識の高揚を図ります。

〇思いやりや生命，人権を大切にする指導の充実に努めます。

〇いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラムを生かした指導の充実に務めます。

・１年生：良いことも悪いことも、学年の職員・生徒が共に同じ価値観を共有し、歩みます。

・２年生：社会的な問題を日常的に学級活動において投げかけ、問題意識を持たせます。

・３年生：学校行事・生徒会活動・部活動を通して、リーダーとして他を思いやる気持ちを育てます。

（３）体験学習の充実

〇達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

①スポーツ大会や音楽発表会・予餞会などの行事の成功に向け、学級や学年を母体とした練習に努め、自己存在感や達成感の育成を目指させます。

②生徒会全員が委員会のメンバーとして責任を持って活動し、学校の一員であることに対して存在感を高めさせる。

・１年生：佐倉・成田の校外学習によって、地域の歴史や文化を学び地域との関わりを深めます。

・２年生：校外学習や職業調べを通して、自己肯定感の高揚を図ります。

・３年生：修学旅行やその他の行事で最高学年としての自覚を意識させます。また、進路学習を通じて自己決定の高揚を図ります。

（４）相談体制の整備

〇教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

・定期的な教育相談を，学級担任が年間２回（５月、１０月）行います。放課後に一人１５分程度、各学級担任が個別に実施します。

・生徒が希望したときには，いつでも面談ができる体制を整えます。

・生活ノートを活用した相談を行います。

（５）定期的なアンケートの実施

〇いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

・いじめに関するアンケートを年間３回（５月、１１月、１月）行います。

・結果の集計や分析には学年職員を中心に，生徒指導部会を経て全職員で把握します。

（６）生徒会を中心とした取り組み

〇生徒会活動により，いじめ防止を訴え，解決を図れるような，自治的な活動に取り組みます。

・いじめゼロ宣言

・生徒総会等での話し合い

（７）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

〇情報機器の持つ危険性や，その使われ方を知ってもらい，問題の解決にあたります。

・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。

・外部から講師を招く等の工夫をし、情報モラル教室の実施を行います。

・全校集会において、適宣指導を行います。

・各学級や学年集会等の機会も含め、情報機器の安全な使用について指導をし　ます。

・悪質な内容を含む場合は，警察やネットパトロール等に相談します。

（８）保護者への啓発活動

〇年度当初より，いじめ問題に対する学校の認識や，対応方針を周知し，協力と情報提供の依頼を行います。

・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。

・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。

・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

６．いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには，いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し，生徒のささいな変化に気付くことが，早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，判断しにくい形で行われることが多くあります。

些細な兆候であっても，早い段階から的確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合，直ちに，いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し，組織的に対応していきます。

（１）事実の確認

〇いじめの情報に敏感に対応します。

・日頃から，生徒の行動を注意深く見守ります。

・生活ノートから気になることを発見します。

・生徒や保護者からの情報を大切にします。

・他の教職員からの情報を共有しあいます。

〇事実の確認を正確に行います。

・いじめの情報を確認したら，生徒指導部会を中心に，複数の職員で組織的に対応します。

・当該生徒や関わりのある生徒，全ての教職員から情報提供を得て，事実関係を把握します。

・具体的な情報を，詳しく整理して記録します（時系列，生徒別等）。
・確認したことをもとに，事実を確定します。
〇指導方針を決定します。
・いじめの状況，生徒の状況と関係，家庭の状況等を考慮し，いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
・教職員が情報を共有し，今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

（２）いじめを受けた生徒や保護者への支援
〇事実関係を確実に伝えます。
・事実確認で把握した状況を，ていねいに説明します。
・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。

〇いかなる理由があっても，いじめを受けた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。
・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
・複数の教職員の協力の下，当該生徒の見守りを行うなど，いじめを受けた生徒の安全を確保します。
・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
・いつでも相談できる体制を作ります。
・「悪意のないいじめ」については、いじめられた生徒も、いじめの解決後は引きずらないようにする等の
対処ができるように支援します。
（３）いじめを行った生徒への指導
〇行った行為については，毅然とした指導をします。
・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。
・いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚さ
せます。
・生徒間，保護者間でわだかまりを解消する場をもち，相互に気持ちを伝え，理解し，今後の良い人間
関係の構築につながる支援をします。
・悪意のないいじめに関しても、自分ではなく、相手の立場に立った気持ちで考えるように指導します。
〇いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考えさせます。
・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。
・被害生徒の辛さに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせます。
・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら，指導・支援を進めます。

・いじめに至った心情や，グループ内での立場などを振り返らせながら，今後の行動の仕方について
考えさせます。

（４）周りの生徒（観衆・傍観者等）への対応・指導

〇いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にい
る生徒が大きく影響し、いじめに大きな影響を与えるということを理解しながら、以下のことを指導しま
す。

・いじめをはやし立てたり、面白がって見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認し、いじめを促進す
る役割を担っている。

・いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担って
いる。

（５）いじめを行った生徒の保護者への助言

〇問題解決に向けて，協力をお願いします。

・事実関係の確認後，迅速に保護者に連絡します。

・行為を行った生徒と同席で，事実関係の確認を行います。

・事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

〇よい面を伸ばし，自己肯定感がもてるように支援していきます。

・いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発
達に配慮します。

・自分の課題とすべき点について反省するとともに，よい点にも目を向けさせ，それを認め，伸ばすための
支援を行います。

〇自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含
め、毅然とした対応をすることを伝え、保護者への協力を依頼します。

（６）継続的な見守り，指導，助言活動

〇表面的な変化から解決したと決めつけず，支援を継続します。

・保護者と継続的に連絡を取り合い，変容に対する情報を伝え，継続的に支援します。（被害者，加害者

とも）
・被害生徒には，教員が毎日声をかけて，小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

（7）いじめが犯罪行為に当たる場合の対応
〇躊躇せず，関係機関に相談し，連携のもと指導にあたります
・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判
断した場合は，直ちに警察や児童相談所に通報します。
・保護者との連携を図りながら，指導を行っているにもかかわらず，いじめが止まらない場合は，その状
況に応じて関係機関に連絡します。

7．重大事態への対処

重大事態とは，以下の場合が該当する。（いじめ防止対策推進法第五章第二十八条より）
〇いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑いが
あると認めるとき。
〇いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑
いがあると認めるとき。
〇児童生徒、および保護者によりいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき

（1）事実関係を明確にするための調査
・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
・重大事態が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告します。
・重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であ
ったか，いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員が
どのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに
調査します。）
・いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。
（2）調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供
・調査の結果については，丁寧に説明します。
・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。